

国立大学法人筑波大学（以下「大学」という。）は、令和3年2月17日に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号、その後の改正を含む。以下「PFI法」という。）第7条の規定により、筑波大学によるつくば市消防本部跡地利用計画事業を特定事業として選定した。

今般、同法第7条の規定に基づき、筑波大学によるつくば市消防本部跡地利用計画事業の特定事業の選定を取り消すこととしたので、ここに公表する。

令和5年8月4日

国立大学法人筑波大学長 永田 恭介

【総合的評価】

本事業は、P F I 方式にて実施することにより、大学が自ら実施した場合と比較し多様な定性的効果を期待したが、参加表明の提出がなかったこと及び昨今の経済状況（建設費の高騰等）から、本事業を特定事業として実施しないこととし、ここにP F I 法第7条に基づく特定事業の選定を取り消すものである。